

第 20 期 事 業 年 度

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

事 業 報 告 書



独立行政法人

酒類総合研究所

National Research Institute of Brewing

目 次

1	法人の長によるメッセージ	1
2	法人の目的、業務内容	2
	(1) 法人の目的	
	(2) 業務内容	
3	政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション) (政策体系図)	2
4	中期目標	4
	(1) 概要－酒類行政を取り巻く環境と独立行政法人酒類総合研究所の役割	
	(2) 目標と一定の事業等のまとめ	
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
	(1) 経営理念	
	(2) 経営方針	
	(3) 行動指針	
6	中期計画及び年度計画	6
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	8
	(1) ガバナンスの状況	
	(2) 役員等の状況	
	(3) 職員の状況	
	(4) 重要な施設等の整備等の状況	
	(5) 純資産の状況	
	(6) 財源の状況	
	(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
	(8) その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）	
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	11
	(1) リスク管理の状況	
	(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9	業績の適正な評価の前提情報	13
10	業務の成果と使用した資源との対比	14
	(1) 令和2年度の業務実績とその自己評価	

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

11	予算と決算との対比	15
12	財務諸表	16
13	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	18
14	内部統制の運用に関する情報	20
15	法人の基本情報	20
	(1) 沿革	
	(2) 設立に係る根拠法	
	(3) 主務大臣	
	(4) 組織図	
	(5) 事務所の所在地	
	(6) 主要な特定関連会社等の状況	
	(7) 主要な財務データの経年比較	
	(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	
16	参考情報	23
	(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
	(2) その他公表資料等との関係の説明	

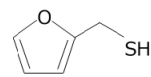
令和2年度のトピックス

本格焼酎・泡盛のフレーバーホイールの作成

【背景・目的】本格焼酎・泡盛の品質を特徴付ける成分を明らかにするとともに、官能評価系を確立することで、香味の特徴を分かりやすく説明可能に。

第4期の取組

- 香気成分32成分の閾値を調査し、27成分が品質に寄与することを解明
- 本格焼酎・泡盛の香ばしさへの2FM*の寄与を解明
- 香りの標準見本の設定、分類試験によるグループ化
- ↓
- 研究所以外の専門家の方のご意見も参考に、フレーバーホイールを作成
- 広報誌等で紹介、研究所ホームページに掲載



* 2-furanmethanethiol



香味の特徴を分かりやすく説明可能

本格焼酎・泡盛
フレーバーホイール

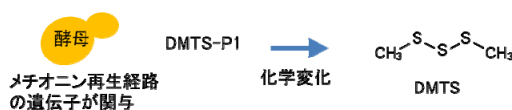


清酒の貯蔵劣化臭が出にくい酵母を一般販売

【背景・目的】清酒の保存期間が長くなると、老香^{ひねか}と呼ばれる好ましくない匂いが出やすく、特に輸出される清酒の課題。そこで、老香が出にくい清酒醸造法を開発する。

これまでの成果

- 清酒の老香の主成分はDMTS(ジメチルトリスルフィド)であることを解明
- DMTSの前駆体DMTS-P1を清酒酵母が生成することを解明



第4期の取組

- 前駆体DMTS-P1低生産性酵母を酒造メーカーとの共同研究で育種
- (公財)日本醸造協会から育種株を試験販売
- ↓
- 試験販売の酵母で醸造された清酒を分析、有用性と注意点を確認
- (公財)日本醸造協会から育種株を一般販売



DMTS-P1の生成
が少ない



貯蔵しても老香
(DMTS)が出にくい、
輸出に適した清酒
国内市場でも有利

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人酒類総合研究所（以下、「当研究所」といいます。）は、明治37年（1904年）に設立された「大蔵省醸造試験所」を前身とする酒類の研究所です。平成13年4月に独立行政法人化し、1) 酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、2) 酒類業の健全な発達を図り、あわせて3) 酒類に対する国民の認識を高めることを目的として、酒類の高度な分析・鑑定、研究・調査及び情報提供等に取り組んでいます。



令和2年度は、第4期中期目標期間の5年目として、次のような取組を行いました。

中期計画（p. 6）や政策体系図（p. 3）の項目のうち、「(1) 適正課税及び適正表示の確保」及び「(2) 酒類の品質及び安全性の確保」については、公的機関の果たすべき役割として、新しい分析法の開発や日本産酒類の安全性を確保するための基盤となる研究、国税庁からの依頼分析などを着実に実施しています。

「(3) 技術力の維持強化の支援」に関しては、研究面では、従来から酒類の原料、微生物、成分について基盤となる研究から実用的な研究まで幅広く実施していましたが、令和2年度には日本産酒類のブランド価値向上に寄与することを目的とした研究にも取り組みました。また、酒類醸造講習では、酒類製造に携わる技術者の育成を目的に講義や実習を行っており、令和2年度は清酒コースとワインコースに加え、業界からの要望に応じてビール短期コースを追加実施しました。

「(4) 日本産酒類の輸出促進」及び「(5) 地域振興の推進」は、政府の方針に沿った取組として力を入れており、本年度はトピックスでも紹介した、本格焼酎・泡盛のフレーバーホイールの作成のほか、清酒の貯蔵劣化臭が生じにくい酵母が一般販売されることとなりました。このような研究成果の活用は、我が国の酒類業の発展と豊かな国民生活に資するものと考えています。輸出促進に関連しては、日本産酒類の魅力を海外へ伝える情報発信にも力を入れています。酒類が関与する地域振興推進の取組としては、地域ブランドの確立を目指した公設試験研究機関や大学等と連携した醸造用酵母や、清酒・焼酎用原料米の研究が挙げられます。

「(6) 関係機関との連携の推進」については、上記の取組を行うために不可欠で、関連業界や機関との種々の共同研究や大学との連携、学会、研究会への貢献などに取り組んでいます。

「(7) 情報発信・その他国民サービスの充実」では、公式YouTubeチャンネル「NRIBchannel」開設しました。動画掲載は当研究所のホームページを通じてご案内しますので、宜しくお願いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症が、酒類産業にも大きな影響を及ぼしており、当研究所も関係団体と共催で実施している鑑評会や講習では一部業務の中止や縮小等の対応を余儀なくされましたが、今後、平穏な生活を取り戻すことができた際には、高い品質とブランド力を誇る日本産酒類を日本国内はもとより世界の人々に紹介できるよう、当研究所としては着実に取組を進める所存です。

本事業報告書が、業務実績等報告書とともに当研究所の様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

独立行政法人酒類総合研究所
理事長 福田 央

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的（独立行政法人酒類総合研究所法 第3条）

当研究所は、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。

(2) 業務内容（独立行政法人酒類総合研究所法 第12条）

当研究所は、上記(1)の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- イ 酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）
- ロ 酒類の品質に関する評価
- ハ 酒類及び酒類業に関する研究及び調査
- ニ 上記ハに掲げる業務に係る成果の普及
- ホ 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供
- ヘ 酒類及び酒類業に関する講習
- ト 上記イ～ヘの業務に附帯する業務

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

国税庁では、酒税の適正かつ公平な課税の実現を図るため、酒税の調査・指導を実施するとともに、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、

- (1) 酒類業の振興の取組、
- (2) 酒類の適正な表示確保の取組、
- (3) 酒類の品質・安全性の確保の取組、
- (4) 社会的要請への対応

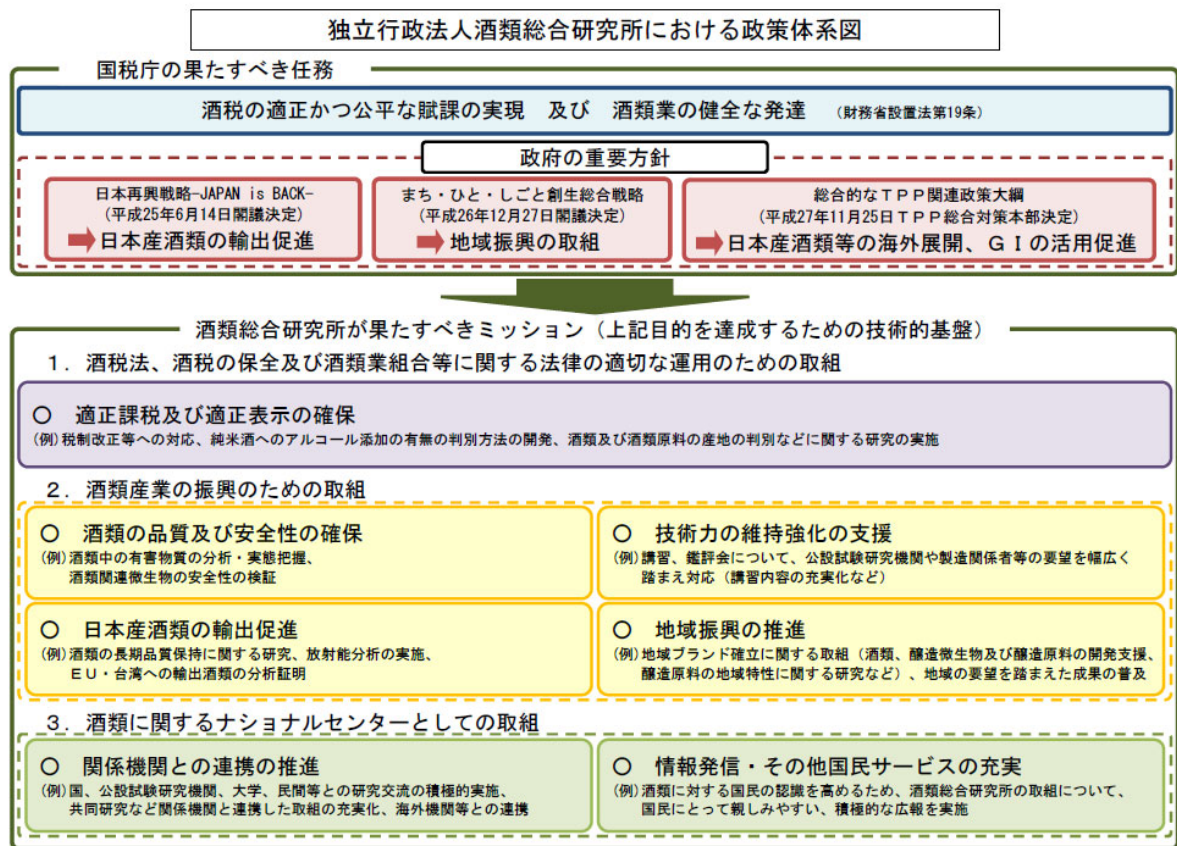
等の施策を実施しています。

また、政府の方針として、

- (1) 日本産酒類の輸出促進がクールジャパンの一環として政府の重要施策に位置付けられている「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）、
- (2) 「日本産酒類の競争力を高め、海外展開を促進する。地理的表示（G I）の活用を促進する。」とされている「総合的なT P P 関連政策大綱」（平成27年11月25日T P P 総合対策本部決定）、
- (3) 酒類については、地域ごとの特性を有し、地域振興を進めていく上でも重要な物資であることから、地方創生が政府の重要方針とされている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）

があります。

以上のような、国税庁の施策・政府方針等と当研究所の位置付け及び役割（ミッション）を、政策体系図として次の図に示します。



以上のように、当研究所の果たすべきミッションは、国税庁の果たすべき任務・政府方針等と深い関連があり、中期目標の各項目は下の表のように位置付けられます。

表 中期目標の項目と国税庁の果たすべき任務・政府方針等との関係

当研究所の中期目標 ¹⁾	国税庁の任務・政府方針等のうち主なもの
(1) 適正課税及び適正表示の確保	国税庁 ²⁾ ：内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現 「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定、以下同じ)：地理的表示(GI)の活用促進
(2) 酒類の品質及び安全性の確保	国税庁：酒類業の健全な発達、酒類の品質・安全性の確保
(3) 技術力の維持強化の支援	国税庁：酒類業の健全な発達、醸造技術の研究・開発 「総合的なTPP関連政策大綱」：日本産酒類の競争力強化
(4) 日本産酒類の輸出促進	国税庁：酒類業の振興の取組 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)：クールジャパンの推進 「総合的なTPP関連政策大綱」：日本産酒類の競争力強化、情報発信
(5) 地域振興の推進	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)
(6) 関係機関との連携の推進	国税庁の任務・政府方針等を効果的、効率的に実施
(7) 情報発信・その他国民サービスの充実	

1) 中期目標の「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に記載された項目

2) 国税庁レポート2020 「I 国税庁について」より

4. 中期目標

(1) 概要 — 酒類行政を取り巻く環境と独立行政法人酒類総合研究所の役割

酒類は、酒税が課される担税物資として国家財政に重要な役割を果たしており、酒税の適正かつ公平な賦課の実現は当研究所の主務官庁である国税庁の重要な任務です。当研究所は、国税局鑑定官室では対応できない高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査等を行っており、国税庁の行う税務行政と密接不可分の業務を実施しています。

また、酒類は致酔性、習慣性を有するなど、社会的に配慮を要する物資であるとともに、食文化や伝統とも深い関わりを持っています。近年では、日本産酒類の輸出促進がクールジャパンの一環として政府の重要施策に位置付けられていることから、政府一体となって日本産酒類の輸出環境整備に取り組んでいます。また、地方創生が政府の重要方針とされ、酒類については、地域ごとの特性を有することから、地域振興を進めていく上でも重要な物資と位置付けられています。さらに、「総合的なT P P 関連政策大綱」（平成27年11月25日T P P 総合対策本部決定）においては「日本産酒類等の海外展開を推進するほか（略）。地理的表示（G I）の活用を促進する。」とされたことから、輸出促進や地域ブランドの強化といった取組を一層強化する必要があります。

これらの国の政策を受け、当研究所では、日本産酒類の輸出促進や酒類に関する地域振興の推進、さらにこれらの取組の基盤となる技術力の維持強化の支援に貢献することを目的として、酒類の品質評価、研究、情報提供、講習に取り組むことが求められています。さらに、国内外の関係機関との連携をより一層強化することにより、酒類に関するナショナルセンターとしての役割の強化に取り組む必要があります。

(2) 目標と一定の事業等のまとめ

第4期中期目標では、上記(1)に示した当研究所の役割の下、特に重視する項目として、次の3点を挙げています。

- イ 酒税法及び酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組
- ロ 酒類産業の振興のための取組
- ハ 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

これを受けた具体的な目標として、「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で表（p. 3）の7項目を示しています。

なお、これらの目標、並びに上記2（2）に示した分析・鑑定、研究・調査のような業務内容は、互いに密接に関連し、各部門や職員が目標の複数の項目及び業務を担当・協力することが多いため、中期目標では当研究所の業務全体を一定の事業等のまとめとして扱い、一体として運営しています。

中期目標の期間は平成28年4月1日から令和3年3月31日までです。

詳細につきましては、[第4期中期目標](#)をご覧ください。

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 経営理念([運営方針](#)より)

当研究所は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする当研究所の業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関と密接な連携を図りながら業務の効果的かつ効率的な運営に努めます。

(2) 経営方針([運営基本理念](#)より)

- イ 中期目標等に基づき業務を行い、独立行政法人としてのミッションの達成を目指すとともに、より効果的かつ効率的な業務の遂行に努めます。
- ロ 業務活動に関わる法令等の遵守に努めます。
- ハ 経営資源の有効活用を図るとともに、積極的に情報開示を行い、効率的で透明性のある業務運営に努めます。
- ニ 資産の取得、使用及び処分を正当な手続及び承認の下に行うことにより、資産の保全に努めます。
- ホ 国民に対する説明責任を十分認識するとともに、第三者による評価に資するため、財務報告及び非財務報告に係る情報の信頼性の確保に努め、情報提供を適切に行います。

(3) 行動指針([行動指針](#)より)

- イ 当研究所の公共性を自覚し、当研究所に対する社会的信頼を維持し、向上させるよう努めます。
- ロ 各種法令と社会規範を遵守するとともに、独立行政法人としての社会的責任を自覚し、高い職業倫理に基づき誠実で責任のある行動をとります。
- ハ 業務上の相手すべてに対し、中立な立場で公平、校正かつ誠実に行動します。
- ニ 独立行政法人として求められる使命を遂行するため、自己研鑽と専門性の向上に努めます。
- ホ 業務遂行の信頼性を確保しつつ、効率的な業務の実施に努めるとともに、質の高い業務遂行を目指します。
- ヘ 継続的な業務改善の推進に取り組むとともに、誠実かつ適正に業務を実施します。
- ト 円滑なコミュニケーションを適切に行い、一人ひとりが個性と能力を発揮して、使命達成のために努力します。
- チ 一人ひとりがリスク管理に対して高い意識を持つとともに、リスクに関する情報は迅速に報告し共有化を図ります。
- リ 情報管理を適切に行うとともに、国民に対する説明責任を果たすため、情報提供を適切にわかりやすく行います。

6. 中期計画及び年度計画

当研究所は、中期目標を達成するため、中期計画とこれに基づく年度計画を作成しています。第4期中期計画（平成28年4月～令和3年3月）と令和2年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、[第4期中期計画](#)及び[令和2年度計画](#)をご覧ください。

第4期中期計画の主な項目	令和2年度計画の主な項目
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 適正課税及び適正表示の確保 イ 国税庁依頼の試験、分析、浮ひょうの校正等 ロ 国税庁依頼の精度技能試験・国税庁所定分析法の改良 ハ 国税庁職員を対象とした研修（年間4件以上） ニ 酒類の適正表示の確保に資する研究（重要度・高、優先度・高）	(1) 適正課税及び適正表示の確保 イ～ハ 中期計画に同じ ニ 酒類の適正表示の確保に資する研究 ・ワインの原料産地判別に関する研究 ・清酒の精米歩合の推定に関する研究 ・清酒の産地と無機成分に関する研究
(2) 酒類の品質及び安全性の確保 イ 「酒類の地理的表示に関する表示基準」制度の適切な運用のための取組 ロ 酒類業界等が主催する鑑評会、地理的表示の管理団体が行う品質評価等の業務支援 ハ 清酒の官能評価に関する専門的知識及び技術の普及 ニ 酒類の品質及び安全性の確保に関する研究 ホ 国税庁依頼の酒類の品質及び安全性確保に資する分析	(2) 酒類の品質及び安全性の確保 イ～ハ、ホ 中期計画に同じ ニ 酒類の品質及び安全性の確保に関する研究 ・酒類の汚染微生物に関する研究 ・麹菌の二次代謝及び育種法に関する研究
(3) 技術力の維持強化の支援 イ 技術力の維持強化の支援に関する研究 ロ 酒類製造者等を対象とした講習 ハ 鑑評会	(3) 技術力の維持強化の支援 イ 技術力の維持強化の支援に関する研究 ・酒類の成分、原料、酵母、黒麹菌、及び機能性に関する研究 ロ 日本産酒類の特性や魅力等に係る研究 ・清酒・ワインの産地と成分・品質に関する研究 ・醸造微生物の特性に関する研究 ・国産蒸留酒に関する研究 ハ、ニ 中期計画のロ、ハに同じ
(4) 日本産酒類の輸出促進 イ 輸出酒類の品質劣化の抑制を目的とした研究 ロ 輸出酒類の放射性物質の分析 ハ 台湾向け輸出酒類及びEU向け輸出ワインに関する受託分析（20業務日以内） ニ 日本産酒類の安全性、特性や魅力の発信 ホ 日本産酒類の魅力や正しい知識の海外への発信 ヘ 日本産酒類に係る英語表現の標準化 ト 酒類等に使用する食品添加物の安全性及び有効性に関する試験	(4) 日本産酒類の輸出促進 イ 輸出酒類の品質劣化の抑制を目的とした研究 ・清酒の貯蔵劣化臭の抑制に関する研究 ・焼酎の香気成分に関する研究 ロ～ト 中期計画に同じ
(5) 地域振興の推進 イ 酒類の地域ブランド確立に資する研究 ロ 公設試験研究機関、大学、業界団体等との交流・連携 ハ 酒類の地域ブランド確立のための公設試験研究機関等と連携した支援等の取組	(5) 地域振興の推進 イ 酒類の地域ブランド確立に資する研究 ・原料米の酒造適性等に関する研究 ・醸造用ブドウに関する研究 ロ～ニ 中期計画に同じ

第4期中期計画の主な項目	令和2年度計画の主な項目
ニ 地域の活性化に資するイベント等へ参加	
(6) 関係機関との連携の推進 イ 共同研究等の実施（年30件以上） ロ 研究生等の受入 ハ 産学官の連携 ニ 保有する遺伝子資源の分譲（10業務日以内） ホ 学会等への支援 ヘ 海外酒類教育機関、国際機関との連携	(6) 関係機関との連携の推進 イ～ヘ 中期計画に同じ
(7) 情報発信・その他国民サービスの充実 イ 研究成果の発表（学会発表等：年間60件以上、論文：期間内に120報以上）、特許の出願 ロ 刊行物の発行（酒類総合研究所報告：年1回、広報誌：年2回） ハ 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供 ニ 酒類総合研究所講演会の開催 ホ 講師の派遣 ヘ 消費者等からの問合せへの対応 ト 酒類製造実験棟の見学・施設の公開等 チ 公設試験研究機関、民間等からの受託分析等	(7) 情報発信・その他国民サービスの充実 イ～チ 中期計画に同じ
2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 業務改革 (2) 経費の削減 (3) 効果的な契約 (4) 適正な給与水準 (5) 組織再編	(1)～(5) 中期計画に同じ
3 財務内容の改善に関する事項	
(1) 自己収入の確保等 (2) 保有資産の管理 (3) 運営費交付金の会計処理 (4) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 (5) 短期借入金の限度額 (8) 剰余金の使途 ((6) (7)に該当する計画はなし)	(1)～(8) 中期計画に同じ
4 その他業務運営に関する重要事項	
(1) 内部統制の充実・強化 (2) 施設及び設備に関する計画 (3) 人事に関する計画 (4) 職場環境の整備 (5) 積立金の処分に関する計画	(1)～(5) 中期計画に同じ

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は下記のとおりです。

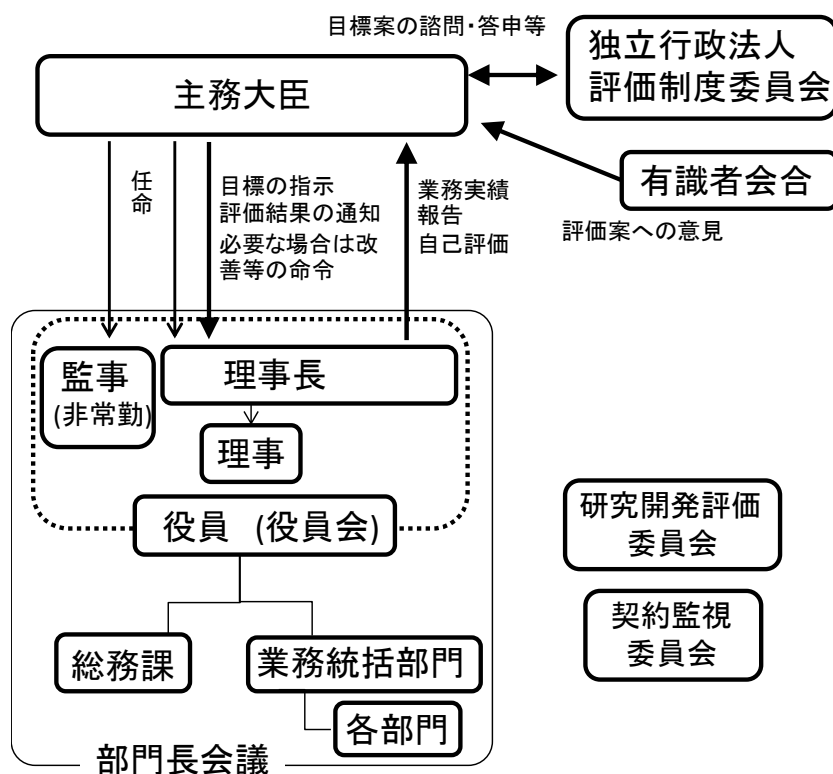
当研究所の運営に関する最終的な意思決定は理事長が行いますが、そのために必要な基本方針及びその他重要事項を審議するため、理事長、理事及び監事を構成員とする役員会を原則として月1回開催しています。また、業務運営に関する事項について、連絡・調整又は審議を行うことを目的として、部門長会議を原則として月2回開催し、所内の意識の共有を図っています。

業務の着実な実施とそのモニタリングのため、年度計画策定時、業務実績報告作成時及び年度の中間に理事長によるヒアリングを実施しています。研究業務については、外部委員からなる研究開発評価委員会で評価及び助言を受けています。会計関係については、「14. 内部統制の運用に関する情報」(p. 20)をご覧ください。

各種法令順守については、内部統制推進本部を設け、リスク管理委員会と連携した内部統制活動を行っており、「8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策」(p. 11)で報告します。

内部統制システムの整備につきましては、[業務方法書](#)をご覧ください。

酒類総合研究所のガバナンス体制図



(2) 役員等の状況

役職	氏名	任期	経歴
理事長	福田 央	自 令和3年4月1日 至 令和8年3月31日	昭和61年4月 国税庁採用 平成7年7月 国税庁醸造研究所 研究員 平成28年7月 独立行政法人酒類総合研究所 業務統括部門長 令和3年3月 退職
理事 (常勤)	関 弘行	自 平成28年4月1日 至 令和3年7月31日	昭和54年4月 朝日麦酒株式会社入社 平成15年9月 ニッカウキスキー株式会社 門司工場 副工場長 平成24年9月 アサヒビール株式会社 茨城工場 副工場長
監事 (非常勤) 会計担当	横山 良和	自 平成28年9月1日 至 令和2事業年度につい ての財務諸表承認日まで	平成5年7月 横山公認会計士事務所
監事 (非常勤) 業務担当	蟬川 公司	自 平成28年9月1日 至 令和2事業年度につい ての財務諸表承認日まで	平成14年6月 蟬川公認会計士事務所

当研究所は会計監査人の監査を要しません。

(3) 職員の状況

令和2年度末の常勤職員数は43人（前期末43人）であり、平均年齢は44歳（前期末43歳）となっています。このうち、国からの出向者は26人、令和3年3月31日退職者は2人です。

研究職員は、国税庁採用の技術系職員と独自採用職員で構成され、昨年度から引き続き、独自採用職員の視野と経験を広げるため、当研究所の業務と関連の深い国税局鑑定官室への出向を行いました。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

当研究所は広島県東広島市にあります。平成7年の移転以来、施設の新設・拡充及び処分はありません。

(5) 純資産の状況

イ 資本金の状況

令和2年度末の資本金(政府出資金)は、8,303百万円です。

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	8,303	0	0	8,303
資本金合計	8,303	0	0	8,303

ロ 目的積立金等の状況

令和2年度は、目的積立金の申請を行っていませんが、外壁補修工事のため1百万円を取り崩しています。

(6) 財源の状況

イ 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、自己収入、その他）

令和2年度の収入決算額は1,005百万円であり、国からの運営費交付金が約9割を占めていますが、その他にも様々な収入があり、その内訳は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	金額	構成比率(%)
運営費交付金	965	96.0
自己収入	40	4.0
知的所有権収入	2	0.2
鑑評会収入	15	1.5
醸造講習収入	4	0.4
共同研究収入	1	0.1
その他	18	1.8
受託収入	0	0.0
合計	1,005	100

（注）端数処理の関係で各欄の計が一致しない場合があります。

ロ 自己収入等に関する説明

運営費交付金以外の収入としては、自己収入40百万円があります。自己収入には、鑑評会の出品料、講習の受講料、輸出酒類の分析に係る手数料及び共同研究収入等があり、これらの収入先は、主に民間の酒類業関係者です。また、科学研究費補助金の獲得にも努めています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

社会への貢献としては、当研究所の目的の一つに「酒類に対する国民の認識を高める」と示していますので、酒類に関する正確で分かりやすい情報発信として、冊子類の作成やWEBサイトの充実に取り組んでいます。また、広島大学、東京大学等の客員教員、非常勤講師を務めるほか、新潟大学や神戸大学の「日本酒学」講座にも講師を派遣し、当研究所の専門性を活かし、大学教育に貢献しています。さらに地域社会にも貢献するため、広島県西条農業高校への協力や、当研究所が立地する東広島サイエンスパークの施設公開、東広島市で開催される「酒まつり」への出展、東広島市とその近辺の山と水環境の保全・育成に取り組む「西条・山と水の環境機構」への協力等に積極的に取り組んでいます。

環境への配慮としては、環境物品等の調達を推進するほか、照明のLED化に取り組みました。

(8) その他源泉の状況（法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉）

当研究所は、前身である大蔵省醸造試験所の時代から長年にわたり酒類に関する研究及び関連する業務を通じて培った知見・ノウハウ等を有しており、その状況は以下のとおりです。

イ 酒類に関する研究実績と知見

当研究所は、明治37年の設立以来、酒類醸造に関する研究を行うとともに、体系的な知見を築いてきました。日本の伝統的な酒類である清酒、焼酎については、原料、醸造微生物、醸造法、成分、品質と評価について、基盤となる研究から製造に直結する応用研究まで、幅広い研究を行い、実績を上げています。加えて、ビールやワイン等についても、日本の実情に即した研究を実施しています。また、これらの研究を実施するために必要な研究機器のみならず、小規模な試験製造設備を備えている点並びに酒類全般に対する知識と担当研究分野の専門知識の両方を習得した人材を育成している点も当研究所の大きな強みと言えます。試験製造設備は研究だけでなく、下記ロで紹介する講習や国税庁職員の研修にも活用しています。

ロ 酒類業界、関係機関等との連携

上記イで開発した技術を含む酒類製造に必要な知識と技術を酒類業界へ伝え、人材育成に貢献するため、当研究所では酒類業界団体との共催で酒類醸造講習を開催しています。この講習では、清酒関係のコースでは研究職員のほぼ全員が、ビール、本格焼酎・泡盛、ワインの各コースでは、これらの研究を担当する職員が講師を務めています。また、関連の学会や研究会の運営に協力・貢献するとともに、各地の酒造組合等の要請に応じて講師を派遣し、国税庁・国税局と連携して業界団体へ研究成果を伝えるなどの取組を行っています。品質評価関係では、清酒と本格焼酎・泡盛の鑑評会を業界団体と共催するほか、国内外の酒類のコンクールや審査会に審査員を派遣しています。さらに、関連の業界、大学、研究機関との共同研究や研究生の受入も数多く実施しています。

このような連携は、当研究所の成果を広め、酒類業界に貢献することに加え、業界からの意見を次の研究課題や取組につなげることに役立っています。

ハ 社会の要請に応える意識

当研究所に期待される役割の一つに酒類の安全性の確保があります。安全性の問題は急遽対応が求められることが多くありますが、当研究所ではこれまでも事故米不正転売問題や原子力発電所事故の際にはその都度迅速な対応を行ってきました。同様に、現在は、日EU経済連携協定で、ワイン添加物について国が食品添加物の指定要請を行うこととなったため、国税庁と連携して当研究所がその作業に取り組んでいます。これは安全性に関係する分野を含む概要書（総説・解説に相当するもの）の作成など専門性の高い作業で、当初、当研究所では困難ではないかと懸念されましたが、専担の職員を置くとともにワーキンググループを結成し、短期間で作業が必要になった場合には専担職員以外のワーキンググループメンバーも協力して取り組んでいます。

このように、社会の要請に応えることは公的研究機関としての使命であり、そのマインドを若手職員にも引き継いでいます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当研究所では、目標達成を阻害するすべての要因をリスクと位置付け、全職員が一体となってモニタリングと改善に取り組むとするリスク管理方針を定めています。具体的な取

組のため、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会（委員長・理事）が内部統制推進本部（本部長・理事長、事務局・総務課）と連携してリスク管理に当たっています。また、法令順守の観点から重要な事項については、内部監査を実施しています。

イ 内部統制推進本部の活動

内部統制推進本部は、内部統制の基本方針を定めるとともに、内部統制に関する研修を実施し、安全衛生委員会等の委員会から活動を年に1回理事長及び監事に報告しています。

ロ 内部監査の実施等

内部監査規程に従い、法人文書管理、個人情報管理等の項目について内部監査を実施し、必要な場合は改善するとともに、結果を理事長に報告、監事に回付します。

ハ リスクの洗い出しと評価

各種業務について業務フローを作成し、リスクの洗い出しやモニタリングを実施してリスク回避に資しています。その他のリスクについては、整理表を作成し、随時、追加・評価・対応及び注意喚起を行っています。

ニ 緊急時の対応

業務継続計画（BCP）を策定するとともに、昨年度末から深刻化した新型コロナウイルス感染症のような新たなリスクにも迅速な対応に努めています。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当研究所の業務運営及び目標の達成を妨げるリスクは多数想定されますが、そのうち主要なリスクとその対応策は次のとおりです。

イ 情報セキュリティ

情報セキュリティインシデントの発生は、情報漏洩や業務システムの安定的な運営を阻害する重大なリスクの一つと認識しています。政府の統一基準群に準拠した取組を実施するとともに、外部専門家に最高情報セキュリティアドバイザーを依頼し、所内研修、自己点検及び内部監査を実施するなど、情報セキュリティの確保に努めています。令和2年度は、情報システムへの監査を行い、主務省の支援も得つつ規定の改正及び運用の見直しの改善を実施しました。

ロ 施設・設備の老朽化

当研究所は平成7年7月に広島県東広島市へ移転しました。老朽化に伴う施設のインフラの毀損は重大なリスクの一つと認識しており、当該リスク管理のため計画的な予算管理のほか、定期的な点検の実施を通して、施設・設備の維持に努めています。令和2年度は、研究棟の照明器具のLED工事や酒類製造実験棟の配管塗装及び床塗装工事を行いました。

ハ 研究倫理

研究不正（捏造、改ざん等）及び研究経費の不正使用は研究機関の大きなリスクです。当研究所では研究部門内等で研究の進捗管理を行い、研究不正のリスクを回避するとともに、論文化したデータのDVDによる保存、研究費の内部監査を実施しています。

ニ ハラスメント防止

パワハラ、セクハラ等のハラスメントの防止は、組織として重要な取組であると強く

認識しています。特にパワハラについては、経験の浅い職員や非常勤職員、研究生等への指示、指導をどのように行うべきかが課題となっていますので、外部講師を招いた研修を実施しました。

ホ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応

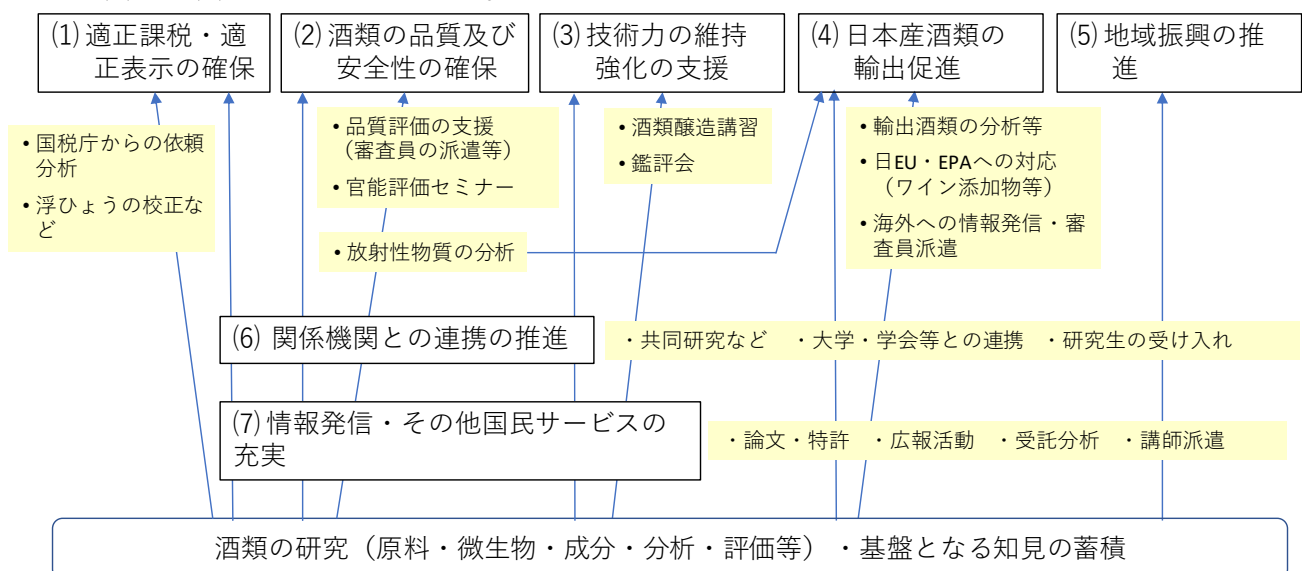
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が発出されるなど、人流抑制や三密防止が求められました。業務運営にあたり感染予防に努め、鑑評会では、審査方法の大幅な変更のほか製造技術研究会を中止しました。酒類醸造講習では、受講生の数を募集定員以下とし、一部コースではリモートを併設するなどの対応をしました。また、酒類産業には、出荷量低迷により貯蔵期間の長期化や生産調整などの影響が出ていることを踏まえて、酒類の長期貯蔵や保管原料米に関する当研究所のこれまでの研究成果などの情報をホームページに掲載しました。

職員にはマスクの着用、手指の消毒、手洗いや咳エチケットの励行、定期的な部屋の換気、三密条件の回避に留意するよう基本的な行動指針の周知し、職場環境ではパーティション等を設置するとともに、会議などで人が集まる場合も、間隔確保・空気清浄機や全体空調を活用した換気対策を行いました。

上記(1)(2)とも詳細については、[令和2事業年度業務実績等報告書](#)の「4 その他業務運営に関する重要事項」をご参照ください。

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和2年度の業務実績についてのご理解とその評価に資するため、主な業務と中期目標項目(1)～(7)の関係を示します。



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和2年度の業務実績とその自己評価

令和2年度は、年度計画及び第4期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、本中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。各項目の評価と予算額は次のとおりです。なお、当研究所は単一セグメントで業務を行っているため、業務経費のみを記載しています。

詳細につきましては、[令和2事業年度業務実績等報告書](#)をご覧ください。

(単位：百万円)

項 目	自己評価	予 算
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	336
(1)適正課税及び適正表示の確保	B	76
(2)酒類の品質及び安全性の確保	A	44
(3)技術力の維持強化の支援	A	557
(4)日本産酒類の輸出促進	A	60
(5)地域振興の推進	B	33
(6)関係機関との連携の推進	A	22
(7)情報発信・その他国民サービスの充実	B	17
2. 業務運営の効率化に関する事項	B	
3. 財務内容の改善に関する事項	B	
4. その他の事項	B	

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
評 定	B	B	B	B	—
理 由	平成28年度～令和元年度においては、全体としておおむね中期計画における所期の目標を達している。				

(注) 評価区分

S： 所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られている。

A： 所期の目標を上回る成果が得られている。

B： 所期の目標を達成している。（標準）

C： 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D： 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区 分	予 算	決 算	備 考
<u>収入</u>	<u>1,036</u>	<u>1,005</u>	
運営費交付金	965	965	
自己収入	50	40	新型コロナウイルス感染拡大防止に関する政府の方針等を踏まえ、講習等の規模を縮小又は中止としたため。
受託収入	20	0	当事業年度は、新規の受託研究がありませんでした。
<u>支出</u>	<u>1,509</u>	<u>1,663</u>	
業務経費	809	930	予算金額には、令和元年度に措置された補正予算に係る金額が含まれています。 決算金額には、平成 29 年度に措置された補正予算に係る金額及び過年度配分留保額の使用金額が含まれています。
一般管理費	234	317	決算金額には、過年度配分留保額の使用金額が含まれています。
人件費	446	416	
受託経費	20	0	当事業年度は、新規の受託研究がありませんでした。

(注) 1 端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。

2 詳細につきましては、[令和 2 事業年度決算報告書](#)をご覧ください。

12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
<u>流動資産</u>	<u>728</u>	<u>流動負債</u>	<u>251</u>
現金及び預金 (*1)	669	運営費交付金債務	0
その他	59	その他	251
<u>固定資産</u>	<u>5,013</u>	<u>固定負債</u>	<u>1,009</u>
有形固定資産	4,649	資産見返負債	654
建物等	2,404	その他固定負債	355
土地	2,220	負債合計	1,260
その他	25	純資産の部 (*2)	金 額
無形固定資産	10	<u>資本金</u>	<u>8,303</u>
ソフトウェア	10	政府出資金	8,303
その他	0	<u>資本剰余金</u>	<u>△4,292</u>
その他の資産	355	資本剰余金	12
退職給付引当金見返	355	減価償却相当累計額	△3,948
預託金	0	減損損失相当累計額	△1
		除売却差額相当累計額	△355
		<u>利益剰余金</u>	<u>471</u>
		前中期目標期間繰越積立金	0
		積立金	38
		目的積立金	0
		当期末処分利益	433
		純資産合計	4,482
資産合計	5,741	負債純資産合計	5,741

(注) 1 (*) は、(1)～(5)の各表における関連項目を示しています。

2 端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。

3 詳細につきましては、[令和2事業年度貸借対照表](#)をご覧ください。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

費用の部	金 額	収益の部	金 額
<u>経常費用 (*3)</u>	<u>1,278</u>	<u>経常収益</u>	<u>1,297</u>
<u>研究業務費</u>	<u>1,028</u>	運営費交付金収益	1,060
人件費	427	自己収入等	40
減価償却費	118	資産見返負債戻入	139
その他	482	引当金見返に係る収益	59
<u>受託費</u>	<u>0</u>	その他	0
人件費	0	臨時収益	413
その他	0	積立金取崩額	1
<u>共同研究費</u>	<u>0</u>		
人件費	0		
その他	0		
<u>一般管理費</u>	<u>249</u>		
人件費	105		
減価償却費	20		
その他	125		
臨時損失 (*4)	0		
当期総利益 (*5)	433		

- (注) 1 端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。
 2 詳細につきましては、[令和2事業年度損益計算書](#)をご覧ください。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

項 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	<u>△112</u>
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△454
人件費支出	△503
運営費交付金収入	965
自己収入等	38
その他収入・支出	△158
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△476
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	0
IV 資金増加額 (又は減少額) (D=A+B+C)	△589
V 資金期首残高 (E)	1,258
VI 資金期末残高 (F=D+E) (*1)	669

- (注) 1 端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。
 2 詳細につきましては、[令和2事業年度キャッシュ・フロー計算書](#)をご覧ください。

(4) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

項 目	金 額
I 損益計算書上の費用	<u>1,278</u>
経常費用 (*3)	1,278
臨時損失 (*4)	0
II その他行政コスト (*6)	81
III 行政コスト	1,359

- (注) 1 端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。
 2 詳細につきましては、[令和2事業年度行政コスト計算書](#)をご覧ください。

(5) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

項 目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	8,303	△4,211	40	4,132
<u>当期変動額</u>	<u>0</u>	<u>△81</u>	<u>432</u>	<u>350</u>
その他行政コスト (*6)	0	△81	0	△81
当期総利益 (*5)	0	0	433	433
その他	0	0	△1	△1
当期末残高 (*2)	8,303	△4,292	471	4,482

- (注) 1 端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。
 2 詳細につきましては、[令和2事業年度純資産変動計算書](#)をご覧ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

イ 資産

当事業年度末における資産合計は、5,741百万円と、前年度末比228百万円減（3.8%減）となっています。

これは、前事業年度に措置された令和元年度補正予算（第1号）473百万円を研究用機器や研究用消耗品等の購入に充てた（現金及び預金の当事業年度末における残高が669百万円と、前年度末比589百万円減（46.8%減））ことが主な要因です。

ロ 負債

当事業年度末における負債合計は、1,260百万円と、前年度末比578百万円減（31.4%減）となっていますが、これは第4期中期目標期間終了に伴い運営費交付金債務を精算したことが主要な原因です。

(2) 損益計算書

イ 経常費用

当事業年度の経常費用は1,278百万円と、前年度比129百万円増（11.2%増）となっています。

増加要因としましては、令和元年度補正予算により研究用機器や研究用消耗品等を購入したため、業務経費が前年度比228百万円増（28.4%増）となったことが主な要因です。

減少要因としましては、前事業年度にエレベーターの修繕工事等の大規模修繕工事を実施しており、一般管理費が前年度比95百万円減（27.6%減）となっています。

ロ 経常収益

当事業年度の経常収益は1,297百万円と、前年度比142百万円増（12.3%増）となっています。

これは、運営費交付金収益が前年度比86百万円増（8.9%増）、資産見返運営費交付金戻入が前年度比60百万円増（75.5%増）となったことが主な要因です。

ハ 臨時損益

第4期中期目標期間終了に伴い運営費交付金債務の精算額等413百万円を臨時収益として計上しています。

ニ 当期総損益

上記損益の状況を計上した結果、当事業年度の当期総利益は433百万円となり、前年度比427百万円増となっています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

イ 業務活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは△112百万円と、前年度比573百万円減（124.4%減）となっています。

減少要因としましては、前事業年度に運営費交付金収入として令和元年度補正予算473百万円があったことが主な要因です。

ロ 投資活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△476百万円と、前年度比376百万円減（375.5%減）となっています。

これは、令和元年度補正予算により研究用機器を購入したため、有形固定資産の取得による支出により前年度比377百万円減（404.2%減）となったことが主な要因です。

(4) 行政コスト計算書

イ 損益計算書上の費用

当事業年度の損益計算書上の費用は、1,278百万円となっており、前年度比208百万円減（14.0%減）となっています。

これは、前事業年度に会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入及び退職給付費用の合計336百万円を臨時損失に計上していたためです。

ロ その他行政コスト

当事業年度に発生した特定の資産の減価償却費及び除却による資産の減少額の合計金額であり、当事業年度は81百万円と前年度比1百万円減（1.3%減）となっています。

ハ 行政コスト

上記の状況を計上した結果、当事業年度の行政コストは1,359百万円となっています。

(5) 純資産変動計算書

当事業年度において、主に減価償却相当額及び除売却差額相当額の合計額である行政コストが81百万円増加（資本剰余金の減）したこと及び当期総利益が433百万円（利益剰余金の増）となったことより、当事業年度の純資産は4,482百万円と前年度比350百万円増（8.5%増）となっています。

14. 内部統制の運用に関する情報

当研究所のガバナンスの体制と活動については「7. (1) ガバナンスの状況」(p. 8)を、内部統制推進本部による活動と内部監査については「8. (1) リスク管理の状況」(p. 11)をご覧ください。ここでは、監事監査と予算・会計管理に関する内部統制についてご説明します。

＜監事監査（[業務方法書](#)第21条）＞

監事は、当研究所の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは当該報告書に意見を付すことができます。業務担当監事は、各課部門の業務の実施状況及び委員会等の活動状況について、概ね月1回監査を行います。会計担当監事は、財務諸表等の内容、入札及び契約の状況等について、概ね月1回監査を行います。

＜入札及び契約に関する事項（[業務方法書](#)第24条）＞

入札及び契約に関しては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を受けて設置した、監事2名及び外部有識者3名からなる「契約監視委員会」において調達実施状況について審議を行っており、審議結果については、速やかにホームページに公表しています。また、契約締結事項を審査し、円滑な契約事務の推進に資することを目的として、契約事務取扱要領に基づき、「契約審査委員会」の設置等を行っています。

令和2年度においては、契約監視委員会を令和2年6月及び11月に開催しています。また、令和2年度の調達に係る契約審査委員会は2回開催しています。

＜予算の適正な配分（[業務方法書](#)第25条）＞

運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、総務課及び業務統括部門において各課部門の予算執行状況の管理を行い、予算修正の必要が生じた場合には、理事長に報告を行うとともに、理事長は、随時、予算執行状況を踏まえた予算修正を決定しています。

なお、独立行政法人会計基準に基づき、最終的な予算修正は12月末までに行っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

明治37年5月 大蔵省に醸造試験所が設置されました。

昭和24年6月 国税庁に移管されました。

平成7年7月 「国の行政機関等の移転について」の閣議決定を受け広島県東広島市に移転し、国税庁醸造研究所と改称しました。

平成13年4月 独立行政法人酒類総合研究所に移行し、第1期中期目標期間を開始しました。

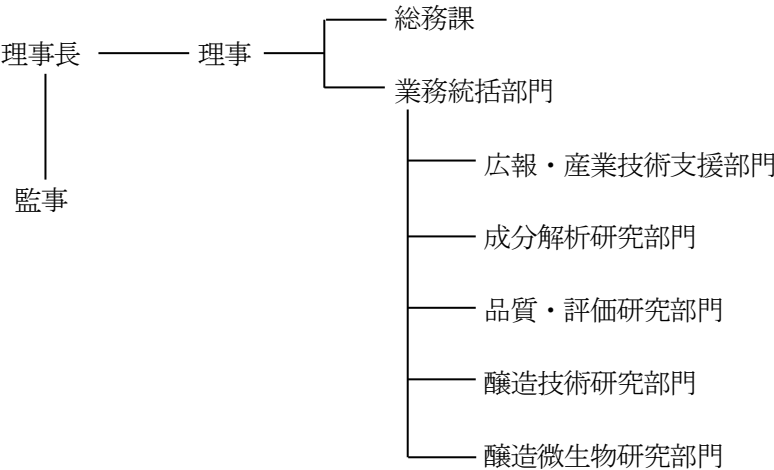
平成18年4月 第2期中期目標期間を開始しました。

平成23年 4 月 第 3 期中期目標期間を開始しました。
 平成28年 4 月 第 4 期中期目標期間を開始しました。
 令和 3 年 4 月 第 5 期中期目標期間を開始しました。

(2) 設立に係る根拠法
 独立行政法人酒類総合研究所法（平成11年法律第164号）

(3) 主務大臣
 財務大臣

(4) 組織図



(5) 事務所の所在地
 〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3 丁目 7 番 1 号

(6) 主要な特定関連会社等の状況
 該当はありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	第 3 期中期 目標期間	第 4 期中期目標期間				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
資産	5, 181	4, 910	5, 360	5, 323	5, 969	5, 741
負債	479	533	1, 063	1, 115	1, 837	1, 260
純資産	4, 702	4, 377	4, 297	4, 208	4, 132	4, 482
行政コスト（注）	-	-	-	-	1, 568	1, 359
経常費用	1, 084	941	964	1, 034	1, 149	1, 278
経常収益	1, 351	975	969	1, 030	1, 155	1, 297
当期総利益又は総損失	248	33	5	△5	6	433

業務活動キャッシュ・フロー	△117	107	639	144	461	△112
投資活動キャッシュ・フロー	△62	△39	△71	△80	△100	△476
資金期末残高	197	264	833	897	1,258	669

(注) 行政コストは、会計基準の改定に伴い、令和元年度決算から適用された概念であるため、過年度については、記載を省略しています。

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

イ 予算計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
<u>収入</u>	<u>1,114</u>
運営費交付金	1,043
受託収入	20
その他収入	50
<u>支出</u>	<u>1,114</u>
業務経費	380
一般管理費	235
人件費	478
受託経費	20

(注) 端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。

ロ 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,185
<u>経常経費</u>	<u>1,185</u>
業務経費	288
一般管理費	225
減価償却費	173
人件費	478
受託費用	20
<u>財務費用</u>	<u>0</u>
<u>臨時損失</u>	<u>0</u>
収益の部	<u>1,185</u>
運営費交付金収入	941
受託収入	20
その他収入	50
寄附金収益	0
資産見返負債戻入	173
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

(注) 端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。

ハ 資金計画

(単位：百万円)

区分	金 額
資金支出	1,114
業務活動による支出	1,012
投資活動による支出	102
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	1,114
業務活動による収入	1,114
運営費交付金収入	1,043
受託収入	20
その他収入	50
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0

(注) 端数処理の関係で、各欄の計が一致しない場合があります。

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

イ 貸借対照表

「現金及び預金」

- ・現金、預金

「その他（流動資産）」

- ・棚卸資産、未収金、前払費用等

「有形固定資産」

- ・土地、建物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品等、長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

「建物等」

- ・建物以外に構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品を含む。

「その他（有形固定資産）」

- ・樹木

「無形固定資産」

- ・有形固定資産以外の固定資産で、特許権、ソフトウェアなど具体的な形態を持たないもの

「その他の資産」

- ・退職給付引当金見返等

「運営費交付金債務」

- ・業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

「その他（流動負債）」

- ・未払金、未払費用、賞与引当金等

「資産見返負債」

- ・中期計画の範囲内で、運営費交付金により、又は補助金等の交付の目的に従い、若しくは寄附金により寄附者の意図等に従い償却資産を取得した場合に計上される負債

「その他固定負債」

- ・将来の退職給付の発生に備えた退職給付引当金

「政府出資金」

- ・国からの出資金であり、当研究所の財産的基礎を構成

「資本剰余金」

- ・主に政府出資金を財源として取得した固定資産の減価償却累計額

「利益剰余金」

- ・業務に関連して発生した剰余金の累計額

ロ 損益計算書

「研究業務費」

- ・研究業務活動に要した費用

「人件費」

- ・給与、賞与、法定福利費等の役職員等に要する経費

「減価償却費」

- ・業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

「受託費」

- ・受託研究に係る経費

「共同研究費」

- ・共同研究に係る経費

「一般管理費」

- ・施設の保守、管理等に要した費用

「運営費交付金収益」

- ・国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

「自己収入等」

- ・手数料収入、受託収入などの収益

「資産見返負債戻入」

- ・費用と収益を均衡させるために必要な科目で、償却資産の減価償却費相当額を資産見返負債から振り替えたものや、償却資産を売却、除却した時に、その資産見返負債の残額を振り替えて、収益としたもの。

「引当金見返に係る収益」

- ・費用と収益を均衡させるために必要な科目で、引当金計上額を収益としたもの。

「臨時損益」

- ・固定資産の売却損益、災害損失及び上記引当金計上に伴う平成30事業年度以前に発生した損益

「積立金取崩額」

- ・目的積立金の取崩額

ハ キャッシュ・フロー計算書

「業務活動によるキャッシュ・フロー」

- ・通常業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入及び原材料、商品又はサービスの購入、人件費等の支出が該当。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」

- ・将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」

- ・増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等が該当。

ニ 行政コスト計算書

「損益計算書上の費用」

- ・損益計算書における経常費用、臨時損失、目的積立金の取崩額等

「その他行政コスト」

- ・政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの。

「行政コスト」

- ・アウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの。

ホ 純資産変動計算書

「当期末残高」

- ・貸借対照表の純資産の部に記載されている残高。

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の資料を公表しています。

イ [業務方法書](#)

ロ [運営基本理念](#)

ハ [運営方針](#)

ニ [行動指針](#)

ホ [倫理指針](#)

ヘ [内部統制推進規程](#)

ト [研究費不正防止規程](#)

- チ [研究活動等の不正行為への対応に関する規程](#)
- リ [動物実験実施規程](#)
- ヌ [動物実験に関する自己点検・評価報告、動物実験に関する検証結果報告書](#)
- ル [付帯決議等をふまえた総務省通知に基づく情報公開](#)
- ヲ [第4期中期目標](#)
- ワ [第4期中期計画](#)
- カ [令和2年度計画](#)
- ヨ [令和2年度業務実績等報告書](#)
- タ [研究開発評価委員会委員名簿及び過年度の報告書](#)
- レ [調達等合理化計画](#)
- ソ [契約監視委員会定例会議の審議概要](#)

ホームページでは、当研究所が実施するイベント（共催を含む）のご案内、情報誌「お酒のはなし」、広報誌「NRIB（エヌリブ）」のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

